

出雲市役所の代表電話番号

- ◆本 庁 TEL 21-2211
- ◆平田支所 TEL 63-3111
- ◆佐田支所 TEL 84-0111
- ◆多伎支所 TEL 86-3111
- ◆湖陵支所 TEL 43-1212
- ◆大社支所 TEL 53-4444

お知らせ

国家公務員Ⅲ種試験

- 受験資格/昭和61年4月2日〜平成2年4月1日生まれの人。
- 受付期間/6月26日(火)〜7月3日(火)
- 第1次試験/9月9日(日)
- おたずね/人事院中国事務局 (☎082-228-1183)

裁判所事務官採用Ⅲ種試験

- 受験資格/昭和61年4月2日〜平成2年4月1日生まれの人。
- 受付期間/7月17日(火)〜25日(木)
- 第1次試験/9月16日(日)
- おたずね/松江地方裁判所事務局 (☎0852-21701)

島根大学医学部附属病院
看護師・助産師採用試験

- 受験資格/看護師または助産師の免許を有する人。来年3月に看

お知らせ

市政広報番組

- ケーブルテレビ番組『21世紀出雲市政のひろば』
毎月テーマを決めて30分番組を放映
・出雲ケーブルビジョン(5ch)
・ひらたCATV(5ch)
- ラジオ市政広報番組『出雲市からのお知らせ』
週替わりで、市からの告知放送(20秒)
・FMいずも(80.1MHz)

徴収事務の委託

- 放置自転車等の撤去および保管費用の徴収・収納は、出雲ターミナル(株)が行います。
- 出雲市生活バス運賃の徴収・収納は(平田地域)㈱出雲都市公社【多伎地域】㈱やくも観光、(多伎)多伎振興(いちじく温泉セット券にかかる部分)が行います。
- おたずね/交通政策課

徴収事務の委託

- 平田不燃物処理センターの直接搬入一般廃棄物手数料の徴収はクリーン(株)が行います。
- 佐田クリーンセンターの直接搬入一般廃棄物手数料の徴収は

農業振興地域整備
計画案の変更

- 縦覧期間/6月25日(月)まで
- おたずね/農林政策課
- 内容/出雲・平田・佐田・多伎・湖陵および大社農業振興地域整備計画を統合することによる出雲農業振興地域整備計画変更案を縦覧します。
- おたずね/農林政策課

大規模小売店舗の
変更届出書の縦覧

- 縦覧期間/9月18日(火)まで
- おたずね/商工振興課
- 内容/イズミ神西店の名称変更の届出書をお見せしています。

ご家庭で使わなくなった
衣類・布団を回収します

- とき/6月24日(日)、11月11日(日) 9時〜15時
- おたずね/市民生活課
- 内容/可燃ごみの減量化と衣類のリサイクル推進を図るため衣類・布団を無料で回収します。
- おたずね/資源リサイクル課

国民健康保険料の
2割軽減の申請

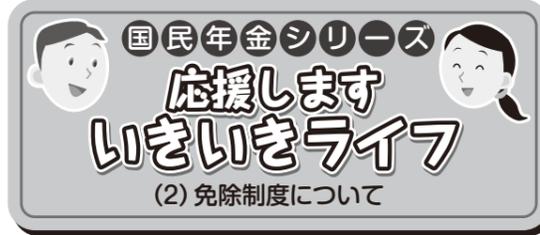
- 対象/前年中の総所得および山林所得の合計金額が33万円+被保険者数×35万円以下の世帯(ただし、公的年金などの所得については、昭和15年1月1日以前に生まれた方は22万円を、昭和15年1月2日以降昭和17年1月1日以前に生まれた方は15万円を控除した額で計算します)。
- おたずね/保険年金課

日本リウマチ友の会島根支部
第18回大会医療講演・療養相談

- とき/6月24日(日)13時〜15時30分
- おたずね/日本リウマチ友の会島根支部の藤田さん(☎03679)

保険料免除制度があります

平成19年度の国民年金保険料は **月額14,100円** です。ただし、保険料の納付が困難な場合には、申請して認められれば保険料の納付が免除または猶予される制度があります。保険料を未納のままにしておくと、将来年金が受けられなくなる可能性がありますので、納付が困難な場合にはご相談ください。



全額免除制度・一部納付(一部免除)制度

本人・配偶者・世帯主の前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内である場合に申請することにより、保険料の納付が全額免除又は一部納付(一部免除)となります。

計算式	納付割合	免除割合	保険料(月額)*
(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円	→	全額免除	0円
78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	→	4分の1納付	4分の3免除 3,530円
118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	→	半額納付	半額免除 7,050円
158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	→	4分の3納付	4分の1免除 10,580円

*一部納付(一部免除)制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、一部免除が無効(未納と同じ)になりますのでご注意ください。

若年者納付猶予制度

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内である場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円 ⇒ 納付猶予

平成19年度の免除・猶予の申請は7月から市役所保険年金課および各支所年金担当課で受け付けます。免除・猶予となる期間は、7月から翌年6月までです。

免除・猶予された期間の保険料と年金はどうなるの？

- 免除・猶予された期間は、老齢・障害・遺族基礎年金を受給するための必要な期間に算入されます。
- 全額免除・一部納付(一部免除)された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける老齢基礎年金額が

全額免除	→	6分の2	
4分の1納付(4分の3免除)	→	6分の3	
半額納付(半額免除)	→	6分の4	
4分の3納付(4分の1免除)	→	6分の5	として計算されます。

- 若年者納付猶予された期間は、年金を受給するための必要な期間には算入されますが、老齢基礎年金の額には算入されません。

将来、満額の老齢基礎年金を受け取るためには・・・

免除・猶予された期間について10年以内であればあとから保険料を納めること(追納)ができます。追納する場合は、免除・猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの追納をおすすめします。

国民年金に関するおたずねは 島根社会保険事務局出雲事務所(TEL24-0042) 市役所保険年金課(TEL21-2211 内線4311)・各支所年金担当課